

内部監査員技術習得認定登録書(参加学習型)

プログラム番号	—
教育形態	研修会
プログラム名	専門学校の教育訓練・運営に係る内部質保証人材の養成講習
主催者(団体)	一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団(以下「財団」)
協賛・後援	共催:全国専門学校協会(全国専修学校各種学校総連合会課程別設置者別部会) 文部科学省「専修学校教育研修活動補助事業」(国庫補助事業) ※別紙1「教育研修活動費補助金(私立学校教員研修費等補助)交付要綱」、令和5年度(実績)の別紙2「開催案内」、別紙3「実施要項」を参照。
開催日程	毎年度2月(年1回)、(オンラインでの開催) ※今年度の日程は未定。 ※令和5年度(実績)は別紙3「実施要項」(日時)を参照。
総時間	13時間(2日間)。 ※令和5年度(実績)は別紙3「実施要項」(タイムテーブル)、別紙4「タイムテーブル」を参照。
開催場所	(オンライン) ※令和5年度(実績)は別紙3「実施要項」(会場)を参照。
対象者	○受講資格は、専門学校の組織の管理・運営、又は正規課程若しくは正規課程以外の教育指導や課程等の編成について、3年以上の実務経験を有し、当該知識を有している教職員。 ※令和5年度(実績)は別紙3「実施要項」(受講要件)を参照。 ○原則として財団の都道府県支部に加盟する専門学校に所属する者(開催案内は財団から全国の支部加盟校に送付)。
定員	20名 ※令和5年度(実績)別紙3「実施要項」(定員)を参照。
題目	上記『プログラム名』と同様。
プログラム(次第)	○プログラムは次の項目の流れ(講義+個人ワーク+グループワーク)で進行。 ①学校評価ガイドラインに沿った自己評価・学校関係者評価の進め方、専修学校における第三者評価の取組 ②自己評価報告書の作成演習(グループ演習・討議) ③専門学校の職業教育を取り巻く評価制度 ④監査技法 ⑤ISO29993:2017の要求事項 ⑥監査技法と内部監査事例演習 ※令和5年度(実績)は別紙3「実施要項」(タイムテーブル)、別紙4「タイムテーブル」を参照。 ○担当講師は、特定非営利活動法人職業教育評価機構の事務局長、

	JAMOTE 認証サービス株式会社の役員。
内容	人材育成と教育サービス協議会の学習サービス審査員評価登録センターが定める規程に基づき、LS 内部監査員の資格要件を取得し、CLSAR に登録することができる科目・内容で編成。 ※令和5年度(実績)は別紙3「実施要項」(修了条件・修了後の資格(予定))を参照。
プログラムの目標	私立専門学校等評価研究機構の評価実績、ISO29993:2017の認証スキームを基本とし、両者の内容等を正確に理解して、専門学校内で教育訓練・運営の質保証を中核的に担う評価人材を育成する。 ※令和5年度(実績)の実績は別紙2「開催案内」を参照。
CPD点数	60点
料金	○財団の都道府県支部の加盟校1名30,000円、その他の学校1名60,000円(宿泊費、食事代は含まない)。 ※令和5年度(実績)は別紙3「実施要項」(受講料)を参照。 ○その他、事前に購入する教材を指定。 ・一般財団法人日本規格協会「邦訳冊子 ISO29993:2017(公式教育外の学習サービスーサービス要求事項)」(税別 19,382円) ※令和5年度(実績)は別紙3「実施要項」(教材)を参照。
備考(問い合わせ先)	一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 事務局 総務課 TEL:03(3230)4814 FAX:03(3230)2688
詳細URL	一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団の研修研究事業を紹介するページのURLは以下のとおり。 https://www.sgec.or.jp/index_new.cgi

教育研修活動費補助金（私立学校教員研修費等補助）交付要綱

昭和59年	1月31日	文部大臣裁定
昭和59年	12月24日	一部改正
昭和60年	7月8日	一部改正
昭和61年	4月5日	一部改正
昭和62年	5月21日	一部改正
平成2年	2月5日	一部改正
平成3年	8月23日	一部改正
平成9年	4月1日	一部改正
平成10年	4月8日	一部改正
平成13年	1月6日	一部改正
平成24年	4月1日	一部改正
令和2年	12月25日	一部改正
令和4年	3月25日	一部改正

(通則)

第1条 教育研修活動費補助金（私立学校教員研修費等補助）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、一般財団法人日本私学教育研究所及び一般財団法人職業教育・キャリア教育財団（以下「補助事業者」という。）が行う別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、もって我が国の私立学校の中等教育及び専修学校教育の振興に資することを目的とする。

(交付の対象及び補助金の額)

第3条 文部科学大臣は、補助事業者が補助事業を行うに要する経費のうち、補助金交付の対象として別表に掲げる文部科学大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の定額とする。

(申請手続)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式1による補助金交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 文部科学大臣は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別紙様式2による補助金交付決定書を補助事業者に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受

けた日から15日以内にその旨を記載した取下書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第7条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で効果をあげようよう経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助対象経費の区分ごとに配分された額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別紙様式3による計画変更承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

2 文部科学大臣は、前項の承認をするときには、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、その旨を記載した補助事業中止（廃止）承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を記載した遅延報告書を文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について文部科学大臣の要求があったときは、速やかに別紙様式4による状況報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止を受けた日を含む。）から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期限までに、別紙様式5による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 文部科学大臣は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 文部科学大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第14条 補助金の支払は、原則として前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書（別紙様式6）を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 文部科学大臣は、次の各号に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、適正化法、施行令、若しくはこの要綱又はこれらに基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

- 2 文部科学大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 文部科学大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第17条 施行令第13条第4号及び第5号の規定により、文部科学大臣が定める財産は、取得財産等のうち、取得価格が1個又は1組50万円以上の財産及び効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

- 2 施行令第14条第1項第2号に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して文部科学大臣が別に定める期間とする。

- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第18条 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿及び証拠書類等を、補助事業の完了の日又は廃止した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(電磁的方法による提出)

第19条 申請者あるいは補助事業者は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学大臣に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第20条 文部科学大臣は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、文部科学大臣は補助事業者に対し到達確認を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和58年度の補助金から適用する。
- 2 教員研修事業費等補助金（私立学校教員研修費等補助）交付要綱（昭和53年12月4日文部大臣裁定）は廃止する

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

別 表

補助事業者	補助事業 (第2条関係)	補助対象経費 (第3条関係)	軽微な変更 (第8条関係)	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
一般財団法人日本私学教育研究所	初任者研修事業	<p>初任者研修事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区別研修会費 研修会に必要な旅費、諸謝金、会議費、借損料、雑役務費、印刷費、通信運搬費、備品費、消耗品費等で文部科学大臣の認めるもの。 ○全国研修会費 研修会に必要な旅費、諸謝金、会議費、借損料、雑役務費、印刷費、通信運搬費、備品費、消耗品費等で文部科学大臣の認めるもの。 ○洋上研修参加旅費 対象教員を洋上研修に参加させるために要する経費のうち、上京旅費、洋上研修旅費 ○指導教員連絡協議会費 連絡協議会に必要な旅費、会議費、借損料、雑役務費、印刷費、通信運搬費、備品費、消耗品費等で文部科学大臣の認めるもの。 ○初任者研修運営委員会費 運営委員会に必要な旅費、諸謝金、会議費、借損料、雑役務費、印刷費、通信運搬費、備品費、消耗品費等で文部科学大臣の認めるもの。 ○初任者研修資料等作成費 初任者研修資料等の作成に必要な印刷費等で文部科学大臣の認めるもの ○研究事業費 研究事業に必要な専任研究員の研究費、諸謝金、賃金、旅費等で文部科学大臣の認めるもの 	配分された補助対象経費の10%を超えない範囲内で変更する場合	目的を変更しない限度での変更でかつ補助金の額に影響を及ぼさない範囲内での変更をする場合
	一般研究事業等 研究事業	<p>研究事業費</p> <p>研究事業に必要な専任研究員及び委託研究員の研究費、諸謝金、賃金、旅費並びに刊行費等で文部科学大臣の認めるもの</p>		
	設備充実事業	<p>設備充実事業費</p> <p>研究研修に必要な設備費</p>	配分された補助対象経費の区分ごとに10%を超えない範囲で変更する場合	設備費について補助金の額に影響を及ぼさない範囲内で品目数量以外の変更をする場合
一般財団法人職業教育・キャリア教育財団	専修学校教員研修事業	<p>専修学校教員研修事業費</p> <p>校長・教頭研修、指導教員研修、新任教員研修及び分野別教員研修に必要な諸謝金、委員等旅費、職員旅費、会議費、借損料、雑役務費、通信運搬費、図書等購入費、印刷製本費及び消耗品費</p>	配分された補助対象経費の区分ごとに増額又は20%以内の減額をする場合	目的を変更しない限度で研修会の実施回数、派遣人員又は協力校数の30%以内の増減を行う場合
	専修学校教員国内派遣研修・研究事業	<p>専修学校教員国内派遣研修・研究事業費</p> <p>(国内派遣研修事業にあつては、派遣研修期間が原則として3カ月以上のものに限る。)</p> <p>派遣先の大学、企業等において要する受講料、教材費、実験実習費等派遣研修に必要な経費並びに研究事業に必要な研究費、諸謝金、委員等旅費、職員旅費、会議費、借損料、雑役務費、通信運搬費、図書等購入費、印刷製本費、消耗品費及び研修用装置等借料</p>		
	専修学校教育内容等改善研究協力校事業	<p>専修学校教育内容等改善研究協力校事業費</p> <p>研究協力校及び指導委員会に必要な諸謝金、委員等旅費、職員旅費、会議費、借損料、雑役務費、通信運搬費、図書等購入費、印刷製本費及び消耗品費</p>		
	専修学校教員研究協議会事業	<p>専修学校教員研究協議会事業費</p> <p>教科内容及び指導方法等に関する研究協議会に必要な諸謝金、委員等旅費、職員旅費、会議費、借損料、雑役務費、通信運搬費、図書等購入費、印刷製本費及び消耗品費</p>		
専修学校情報処理教育担当教員研修事業	<p>専修学校情報処理教育担当教員研修事業費</p> <p>情報処理教育の指導方法に関する研修プログラムの策定に必要な諸謝金、委員等旅費、職員旅費、会議費、借損料、雑役務費、通信運搬費、図書等購入費、印刷製本費、消耗品費及び研修用装置等借料</p>			

専門学校 理事長・学校長 殿

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団
理事長 福田 益 和

全 国 専 門 学 校 協 会
会 長 福 田 益 和

公
印
省
略

**「専門学校の教育訓練・運営に係る内部質保証人材の養成講習」
オンライン開催のご案内**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から本財団の事業に格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご存知のとおり、専修学校は平成 19 年より自己評価（結果公表を含む）が義務化、学校関係者評価（同）が努力義務化されるとともに、平成 25 年に制度化した「職業実践専門課程」では、企業等との連携による学校関係者評価の実施及び結果の公表を認定要件としています。

文部科学省は、平成 24 年に上述の学校評価の参考・目安として「専修学校における学校評価ガイドライン」を公表、翌年度には同ガイドラインを踏まえた学校評価の研修モデル構築を「特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構」（現「特定非営利活動法人 職業教育評価機構」）に委託し、事業成果である研修モデルを公開、さらに委託事業として「学校評価を活かした専修学校の質保証・向上に向けて～専修学校における学校評価実践の手引き～」を開発・公表しています。他方、生涯学習・社会教育分野での評価・情報公開等の仕組みを構築・普及するために「民間教育事業者における評価・情報公開等に係るガイドライン（検討のまとめ）」も公表しています。しかしながら、自己評価の実施及び結果の公表を行う専修学校は全専修学校の 85.6%（学校関係者評価は 76.5%、第三者評価は 8.3%）にとどまっており、社会的な説明責任が十分になされていない状況にあります。

他方、学校評価以外の質保証等の枠組みとして、国際標準化機構（略称 ISO : International Organization for Standardization）の国際規格 ISO29990（非公式教育・訓練のための学習サービス-サービス事業者向け基本的要求事項）が平成 22 年に発行され、同規格の日本の国内審議団体「一般社団法人 人材育成と教育サービス協議会（略称：JAMOTE）」は、ISO29990 の国内認証スキームを策定、既に認証審査を行っています。また、厚生労働省は、平成 23 年、ISO29990 の発行を受けて「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」を策定・公表するとともに、社会人の学び直しの施策として平成 26 年 8 月から指定を始めた「専門実践教育訓練（拡充された教育訓練給付制度）」の指定基準の 1 つに上述の「職業実践専門課程」を定め、制度の要となる個々の教育訓練全般について質保証の徹底を求めています。

先般、ISO29993:2017（公式教育外の学習サービス-サービス要求事項）及び ISO21001:2018（教育機関のマネジメントシステム-要求事項及び使用の手引き）が発行されたことを受け、ISO29990 は廃止されました。

そのため、例年どおり、上述の「職業教育評価機構」の評価基準及び研究開発の成果、また、国際規格「ISO29990」の後継規格「ISO29993」の要求事項をもとに、学内で教育訓練・運営の質保証を中核的に担う評価人材を育成するため、表題の講習を実施いたします。

つきましては、実施要項をご確認の上、是非、ご参加くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

令和5年度「専門学校の教育訓練・運営に係る内部質保証人材の養成講習」
(オンライン開催) 実施要項

【主催】 一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 (TCE財団)
全国専門学校協会

【日時】 令和6年2月8日(木)～9日(金)

【受講要件】 専門学校の組織管理・運営、又は正規課程若しくは正規課程以外の教育指導や課程等の編成で3年以上の実務経験を有し、当該知識を有している教職員。

【定員】 20名
定員となり次第、財団ホームページ上でお知らせします。

【申込方法】 下記URL、又はQRコードよりご登録・送信をお願い致します。
URL : <https://forms.gle/1AfK5an4rr713MJ18>



ご登録情報は、研修会の運営に利用させていただき、第三者への提供は致しません。研修会で配布する受講者名簿は、都道府県名、貴校名、お名前のみ掲載させていただきますので、ご了承ください。

【申込期日】 令和6年1月31日(水)

【受講料】 ◆ TCE財団の都道府県支部の会員校…1名：35,000円
◆ 上記以外 …1名：70,000円

- ※ 受講料は研修会開催日までに下記口座へお振込みをお願いいたします。
- ※ 当開催案内がTCE財団の封筒を使用しメール便で届いている場合は、貴校は会員校です。ご不明な場合はお問い合わせください。
- ※ 受講料の返金は致しかねます。当初のお申込みの方が受講できない場合は、受講要件を満たす別の方のお名前で、再度ご登録ください。

【お振込先】

みずほ銀行 九段支店(普通)

2386904

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団
(振込手数料は貴校にてご負担ください)

【教材】 受講に当たり、次の教材をご購入の上、講習当日ご持参ください。

- 「邦訳冊子 ISO29993 : 2017 (公式教育外の学習サービスーサービス要求事項)」 (税込 19,382 円)

<お問合せ・お申込先>

日本規格協会グループ

お問合せ : <https://webdesk.jisa.or.jp/inquiry/W38M0020/index?ck=0003>

URL : https://webdesk.jisa.or.jp/books/W11M0090/index/?bunsyo_id=ISO+29993%3A2017

(Web から購入できます)

- 【修了条件】**
- 2日間の全課程を受講すること。
 - 本講習の課題演習を行い、又は科目によって行う理解度チェック (簡単な確認テスト) を受けること。

【修了後の資格 (予定)】

本講習の修了者には「一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団」の修了証を発行します。また、修了者は以下の資格を有する予定です。

- 「一般社団法人 人材育成と教育サービス協議会」の学習サービス審査員評価登録センター (CLSAR : Center for Learning Services Auditor Registration) が定める規程に基づき、LS (Learning Services : 学習サービス) 内部監査員の資格要件を取得し、CLSAR に登録すること。

※ CLSAR についての詳細は <http://www.clsar.jp/> をご参照ください。

「専門学校教育訓練・運営に係る内部質保証人材の養成講習」タイムテーブル

日程	予定時間	内 容・講 師（敬称略） 予定
2 月 8 日 (木)	9:00～	受 付
	9:30～ 9:35	養成講習に係る事前説明 職業教育・キャリア教育財団 事務局
	9:35～11:35 途中適宜休憩	学校評価ガイドラインに沿った自己評価・学校関係者評価の進め方 専修学校における第三者評価の取組 職業教育評価機構 参与 真崎 裕子
	11:35～12:25	<昼食> ※各自お取りください。
	12:25～15:25 途中適宜休憩	自己評価報告書の作成演習（グループ演習・討議） 職業教育評価機構 参与 真崎 裕子
	15:35～16:35	専門学校の職業教育を取り巻く評価制度 JAMOTE 認証サービス株式会社 代表 八木 信幸
	16:45～17:45	監査技法 JAMOTE 認証サービス株式会社 代表 八木 信幸
2 月 9 日 (金)	9:30～12:30 途中適宜休憩	ISO29993：2017の要求事項① JAMOTE 認証サービス株式会社 代表 八木 信幸
	12:30～13:20	<昼食> ※各自お取りください。
	13:20～14:20	ISO29993：2017の要求事項② JAMOTE 認証サービス株式会社 代表 八木 信幸
	14:30～16:30 途中適宜休憩	監査技法と内部監査事例演習 －内部監査の技術・知識の概要並びに ISO29993：2017の要求事項に基づく模擬演習－ JAMOTE 認証サービス株式会社 代表 八木 信幸

※ なお、JAMOTE 認証サービス株式会社では、「ISO29993 内部監査員養成セミナー」を実施する予定です。詳しくは URL: <http://www.jamotec.co.jp/> をご参照ください。

<お問い合わせ先>

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団

T E L : 0 3 - 3 2 3 0 - 4 8 1 4

「専門学校教育訓練・運営に係る内部質保証人材の養成講習」タイムテーブル

日程	予定時間	内 容・講 師 (敬称略) 予定
2 月 8 日 (木)	9:00～	受 付
	9:30～ 9:35	養成講習に係る事前説明 職業教育・キャリア教育財団 事務局
	9:35～11:35 途中適宜休憩	学校評価ガイドラインに沿った自己評価・学校関係者評価の 進め方 専修学校における第三者評価の取組 職業教育評価機構 参与 真崎 裕子
	11:35～12:25	<昼食> ※各自お取りください。
	12:25～15:25 途中適宜休憩	自己評価報告書の作成演習（グループ演習・討議） 職業教育評価機構 参与 真崎 裕子
	15:35～16:35	専門学校の職業教育を取り巻く評価制度 JAMOTE 認証サービス株式会社 代表 八木 信幸
	16:45～17:45	監査技法 JAMOTE 認証サービス株式会社 代表 八木 信幸
2 月 9 日 (金)	9:30～12:30 途中適宜休憩	ISO29993 : 2017 の要求事項① JAMOTE 認証サービス株式会社 代表 八木 信幸
	12:30～13:20	<昼食> ※各自お取りください。
	13:20～14:20	ISO29993 : 2017 の要求事項② JAMOTE 認証サービス株式会社 代表 八木 信幸
	14:30～16:30 途中適宜休憩	監査技法と内部監査事例演習 －内部監査の技術・知識の概要並びに ISO29993 : 2017 の要求 事項に基づく模擬演習－ JAMOTE 認証サービス株式会社 代表 八木 信幸